

2020年（令和2年）1月16日

月形刑務所長

駒 込 琢 磨 殿

札幌弁護士会

会 長 樋 川 恒 一

同人権擁護委員会

委員長 小笠原

至



勧告書

当弁護士会は、申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、次のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

貴刑務所は、申立人の母親から平成29年1月23日になされた「BVLGARI」社製の眼鏡の差入れについて、「華美である」として申立人の所持使用を不許可としたが、その不許可の措置は申立人の権利を侵害するものであるから、当該眼鏡の使用を許可するよう勧告する。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

以上

調査報告書

下記人権救済申立事件について、次のとおり調査の結果を報告する。

事件名 眼鏡の使用不許可に関する人権侵害救済申立事件
事件番号 2017-1
受付日 2017年（平成29年）4月6日
申立人 XXXXXXXXXX
相手方 月形刑務所

勧告の理由

第1 認定した事実

申立人からの聴取及び当委員会からの月形刑務所への照会に対する回答等により認定した事実は下記のとおりである。

1 申立人

申立人は、月形刑務所に収容されている者である。

2 申立人の親族から差し入れられた眼鏡を「華美である」として使用を認めなかった事実

(1) 申立人は、平成28年12月から平成29年5月までの間に、自身の親に特定の眼鏡を差し入れさせた。

その眼鏡は、ブルガリ製ではあるものの、レンズ周りや耳黒かけ部分は黒縁風で、フレーム部分が金属製となっており、そこに「BVLGARI」のロゴが入ったものであって、価格は5万円ほどであった。

(2) 刑務所は、申立人に対し、当該眼鏡が「華美である」という理由で使用許

可をしなかったため、申立人は、その親に対して宅下げて持ち帰らせた。

- (3) なお、申立人によれば、受刑者の中には、グッチやレイバンの眼鏡の差し入れが認められた者もいるとのことであり、ブランド品であることを理由に使用ができないということはないと思われる。

第2 月形刑務所に対する照会およびその回答

- 1 当会は、月形刑務所に対し、上記眼鏡の所持使用を不許可とした根拠等について照会を行った。

これに対し、月形刑務所からは、平成29年1月23日、申立人の母親から黒色を基調とし、一部の弦が金色に装飾された「BVLGARI」社製の眼鏡の差し入れがあり、同所において一見して華美であると判断したため、申立人の所持使用を不許可とした旨の回答を得た。

- 2 上記回答を踏まえ、当会は、再度月形刑務所に対し、当該眼鏡の使用を不許可とした理由について、「BVLGARI」のロゴが入っているからでも高価であるからでもなく、あくまでも「一部の弦が金色に装飾され」、「一見して華美である」から、と理解してよいか否か、また、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）42条1項上、眼鏡については原則として自弁のものを使用させるのが原則とされているところ、月形刑務所において「一見して華美である」と判断された場合に、いかなる法令上の根拠をもってその眼鏡の使用を不許可としているのかについて照会を行った。

これに対し、月形刑務所からは、弦の一部が金色に装飾され、かつ同部位にBVLGARIの社名が刻印されていることも理由になること、平成19年5月30日付け矯正局長依命通達「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の運用について」記4において、法42条1項の規定により受刑者に使用させる補正器具等の自弁品を使用したい場合の申出があった場合において、その物品が著しく高価であるとき、又は華美にわたるときは、その使用を許さ

ないことが相当である旨の規定があり、これを根拠としている旨が回答された。

- 3** 上記回答を踏まえ、当会は、更に月形刑務所に対し、華美か否かの判断基準並びに当該眼鏡を申立人に使用させることで法42条1項の規定する「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれ」があったのか否か及びあったのであればその「おそれ」の具体的内容を照会した。

これに対し、月形刑務所からは判断基準の詳細についての回答は差し控える旨の回答がなされ、「支障を生ずるおそれ」については、高価又は華美な物品についてその使用を許可すると、受刑者の間で貧富の差が顕著に表れ、公平な処遇に支障を来したり、窃盗や不正授受等の反則行為を引き起こしたりするなど刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上の支障を生ずるおそれがある旨の回答がなされた。

第3 認定した事実

本件の事実関係には争いはなく、月形刑務所は、申立人に対し、平成29年1月23日、申立人の母親から差し入れられた黒色を基調とし、一部の弦が金色に装飾された「BVLGARI」社製の眼鏡の所持使用を不許可とした。

なお、月形刑務所が不許可とした根拠は、上記のとおりである。

第4 当会の判断

1 本件眼鏡の使用制限の根拠

本件眼鏡の使用制限の根拠となっている刑事収容施設法42条の文言は別紙記載のとおりである。

同条の趣旨は次のとおりである。すなわち、被収容者が使用する物品について、その使用を保障する必要はあるが国庫の負担での貸与・支給（官給）を保障することについては必要ではなくあるいは適当でないものがあるところ、同

条はそうした物品について、原則として自弁能力がある以上は（官給は行わず）自弁のものを使用させ、自弁能力が無い場合に限り官給を保障するものとして
いる。

したがって、同条1項一号で規定する眼鏡についても、自弁の物品を使用させるのが原則であり、自弁の物品の使用が不許可となるのは「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」に限定される。

2 眼鏡の使用制限が許される場合について

この点、眼鏡は、既述のとおり個々の被収容者の視力の個別の状況（視力、乱視、弱視等）に応じて調製されているのが一般であるから、自弁の物品を被収容者に使用させるべき要請は強い。

他方、眼鏡は、その性質上、これを刑務所からの逃走、あるいは他の被収容者への暴行といった用途に用いることはおよそ考え難いし、また、その性質上、換価価値のある高価品と評価されうることも極めて稀であろうと思料される。

逐条解説刑事収容施設法改訂版においても、第一号の「眼鏡その他の補正器具」について自弁物品の使用を原則とする理由について、『通常これらの補正器具については、刑事施設に収容される前から負担しているものがあり、釈放後にも使用する必要があるものであること、個々の被収容者に調製されたものでなければならず官給するのは大きな負担となること』という説明がなされている。

以上からすると、眼鏡について、法42条1項柱書が定める「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」が認められるようなケースは通常は考え難いのであって、仮にそのようなケースがありうるとしても、それは、当該眼鏡の使用を許可することによって、被収容者間において、貧富の差が顕著に表れ公平な処遇に支障を来したり、窃盗や不正授受等の反則行為を引き起こしたりするなどのおそれがあるような、特段

の事情がある場合に限定して解すべきである。

そこで、以下、本件眼鏡に上記特段の事情があるかを検討する。

3 本件眼鏡に関する検討

(1) 受刑者間で貧富の差が顕著に表れるか否か

本件眼鏡は、弦の一部に「BVLGARI」と記載された金属があしらわれているほかは、フレーム全体が黒色、レンズは透明、形状はありふれたものである。そして、金属があしらわれている部分は弦全体の3分の1程度であり、特に強い光沢を有する金属ではなく、「BVLGARI」の文字はかなり接近して見なければ判読できない程度の小さなものである。このような本件眼鏡の性状に鑑みれば、一般的な黒縁眼鏡の外観といえるものであり、宝石等をあしらうなどそれ自体が宝飾品の類とは評価しえず、一般市場において高額で取引されるようなものとは認められないから、本件眼鏡を装着していることによって貧富の差が顕著に表れるとはいえない。

(2) 公平な処遇に支障を来すか否か

また、上記(1)記載の本件眼鏡の性状からすれば、本件眼鏡の使用を許可することによって、受刑者間に貧富の差を感じさせたり、あるいは装着した受刑者だけが着飾りを許されているかのような不公平感を惹起させたりするものではなく、したがって公平な処遇に支障を来すとはいえない。

(3) 窃盗や不正授受等の反則行為を引き起こすか否か

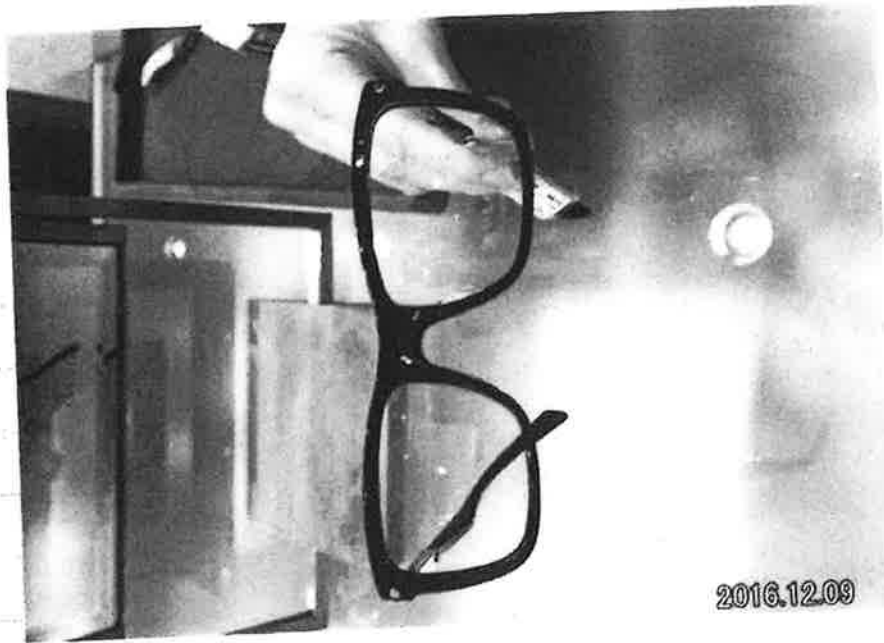
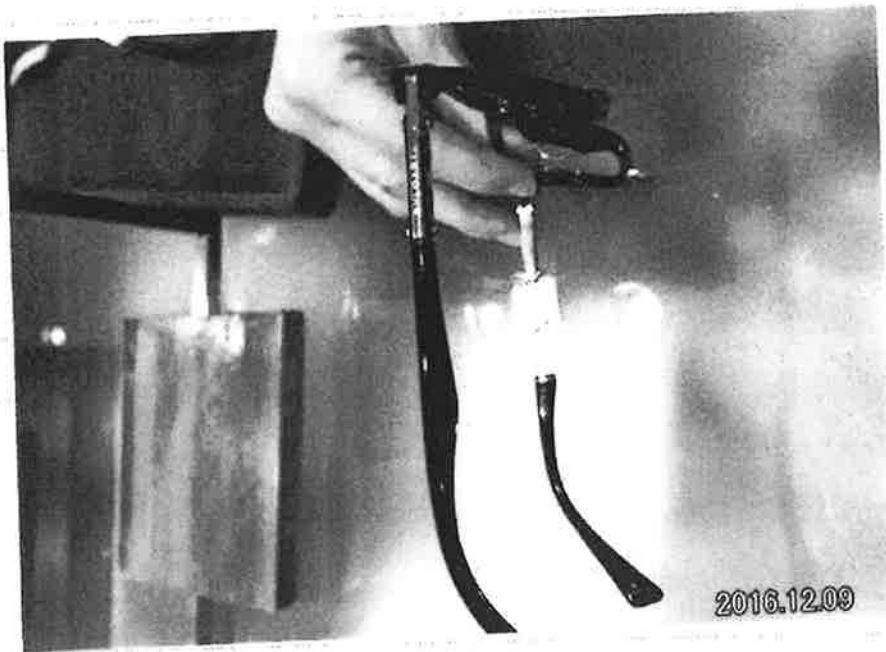
さらに、眼鏡は、サイズはもちろん、そもそも個々人の視力に合っていないければ使用することができないという一般論に加え、本件眼鏡の正確な値段は不明であるものの、類似のデザインのBVLGARI製メガネフレームが通販サイト等において新品でも2万円から3万円程度であることや、上記(1)記載の本件眼鏡の性状からすれば、それを所持・使用させたとしても、窃盗や不正授受等の反則行為を引き起こす現実的危険性が生じるとは認め難い。

(4) 結論

以上より、本件眼鏡の使用を許可したとしても、受刑者の間で、貧富の差が顕著に表れて公平な処遇に支障を来したり、窃盗や不正授受等の反則行為を引き起こしたりするとはいえず、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上の支障を生ずるおそれがあるとは認められないから、月形刑務所による本件眼鏡の使用不許可の措置は、法42条1項1号に反し、申立人の人権を侵害するものと結論せざるを得ない。

4 結語

以上のとおりであるから、第1項記載の結論が相当であると判断するに至ったものである。



刑事収容施設法

第四十二条 被収容者には、次に掲げる物品については、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。

- 一 眼鏡その他の補正器具
- 二 自己契約作業を行うのに必要な物品
- 三 信書を発するに必要な封筒その他の物品
- 四 第百六条第一項の規定による外出又は外泊の際に使用する衣類その他の物品
- 五 その他法務省令で定める物品

2 前項各号に掲げる物品について、被収容者が自弁のものを使用することができない場合であって、必要と認めるときは、その者にこれを貸与し、又は支給するものとする。